

3 - 2 EuP 指令(案)の動向

2002年10月に、電気・電子機器のエコデザイン指令案（EEE 指令案・企業総局が草案作成）と最終使用製品のエネルギー効率化指令（EER 指令案・エネルギー総局が草案作成）とを一本化する形で、『最終使用機器のエコデザインのための枠組を設定する欧州議会及び閣僚理事会指令案（EUE 指令案）』を欧州委員会が策定した。

2003年5月には、EUE 指令案を基に『エネルギー使用製品（EuP）のエコデザイン要求を設定するための枠組構築に関する欧州議会および閣僚理事会指令案（EuP 指令案）』を策定した。

EuP 指令案は、エコデザインの要件について、対象となるEuP の選択基準や措置の大まかな考え方については定めているが、対象製品や具体的な実施方法については未定である。

EuP 指令案について、2004年6月に、EU 閣僚理事会が政治的合意に達し、11月23日に、『共通の立場』（修正案）を公式発表した。現在、第2読会に向けて準備が進められているところである（2005年にも最終採択される見込み）。

対象製品（第1条、第2条(1)、(2)で規定）

- ・エネルギー（電力、化石燃料、再生エネルギー）投入によって作動する製品、もしくは、そのようなエネルギーを発生、輸送、測定する製品。エネルギー使用製品に組み込まれる部品で、それ自体でも上市され、単独で環境性能を評価できるものを含む。
- ・エネルギー使用製品に組み込まれる部品であるが、それ自体では上市されない製品や単独で環境性能を評価できない製品は「コンポーネント及びサブアセンブリー」とする。
- ・本指令は、人や物の輸送手段には当てはまらない。

実施対策（具体的な規制）を選択する際には、対象製品を以下の視点から選ぶ

- (a) 域内市場における販売量が相当量を占める製品であること（200,000ユニット）。
- (b) 欧州レベルにおいて環境に及ぼす影響（共同体の環境行動プログラムにおいて、共同体における優先事項として特定されている影響）が著しい製品であること。
- (c) 多大なコストをかけずに相当程度環境負荷を改善するポテンシャルがあること（既存の関連法令が存在しない場合、市場の対応では不十分である場合、同性能の製品の環境性能と大きな開きがある場合）。

実施対策（具体的な規制）

- ・実施対策案の策定にあたって、以下の事項が求められている。

(a) 製品の全ライフサイクルを考慮すること

- (b) 環境、消費者、製造業者（中小企業を含む）に及ぼす影響に関して、アセスメントを実施すること
- (c) 既存の環境法令を考慮すること
- (d) ステークホルダーと適切な対話を行うこと
- (e) アセスメント結果に基づき、実施指令案の説明メモを作成すること
- (f) 中小企業の影響を考慮して実施日、移行措置を設定すること

- ・実施対策は、付属書I（一般的エコデザイン要件）または（及び）付属書（特定エコデザイン要件：環境に著しい悪影響を及ぼす特定の環境的側面について導入される）に従ってエコデザイン要件を定める。

付属書：
一般エコデザイン要件の設定方法

1 EuP エコデザインのパラメータ

1.1 製品ライフサイクルにおける以下の側面を参考にしつつ重要な環境側面を、製品デザインに関する範囲において特定する。

- (a) 原材料採取
- (b) 製造
- (c) 梱包、輸送および流通
- (d) 設置および保守
- (e) 使用
- (f) エンド・オブ・ライフ（使用后）

1.2 各段階ごとに、該当する場合には、以下の環境的側面を評価するものとする。

- (a) 材料、エネルギー、淡水など他の資源の消費予測
- (b) 大気、水または土壌への排出予測
- (c) 騒音、振動、放射線、電磁場など物理的影響による汚染予測
- (d) 廃棄物等の発生予想
- (e) **WEEE 指令を考慮に入れた、材料および（または）エネルギーのリユース、リサイクルおよびリカバリーの可能性**

1.3 特に、該当する場合には、前出パラグラフで言及されている環境的側面の改善を評価するために以下のパラメータが使用される。

- (a) 製品の重量と容積
- (b) **リサイクル活動から生じる材料の使用**
- (c) ライフサイクルを通じたエネルギー消費量
- (d) 各種指令で規定された、人間の健康および環境への潜在的悪影響という点で有害または留意すべき物質の使用
- (e) 適切な使用および保守に必要な消耗品の量と特性
- (f) **以下に示す方法で表されるリユースおよびリサイクルの容易性：使用される材料およびコンポーネントの数量、標準的コンポーネントの使用、分解に要する時間、分解に必要な道具の複雑さ、リユースおよびリサイクルに適したコンポーネントおよび材料を識別するためのコーディング基準の使用（ISO にもとづくプラスチック部品のマーク表示を含む）、リサイクルが容易な材料の使用、高価または他のリサイクル可能なコンポーネントおよび材料のアクセス容易性、有害物質を含むコンポーネントと材料のアクセス容易性**
- (g) **中古コンポーネントの組み込み**
- (h) **コンポーネントおよび機器全体のリユースおよびリサイクルに不利な技術的ソリューションの回避**
- (i) **以下に示す方法で表される耐用年数の延長：最低保証耐用年数、スベアパーツ入手に要する最低時間、モジュール性、アップグレード性、修理可能性**
- (j) 廃棄物発生量および有害廃棄物発生量
- (k) 大気中への排出量（温暖化ガス、酸性化物質、揮発性有機化合物、オゾン層破壊物質、難分解性有機汚染物質、重金属、微粒子および浮遊粒子状物質）
- (l) 水中への排出量（重金属、酸素バランスに悪影響を与える物質、難分解性汚染物質）
- (m) 土壌への排出量（特に製品の使用段階における危険物質の漏出、及び廃棄物として処分する際の浸出可能性）

2 . 情報提供に関する要件

実施対策は、製造業者以外による EuP の取り扱い、使用、リサイクルに影響を与える可能性がある情報を、製造業者が提供するように定めなければならない。

- 製造プロセスに関する設計者による情報
- 製品の重要な環境特性およびパフォーマンスに関する消費者向け情報。これらの情報は製品の上市時に消費者が製品に係るこれらの側面を比較できるように商品に添付される。
- 製品が環境に及ぼす影響を最小化し最適な耐用年数を保証するための消費者向け情報。製品の設置、使用、保守の方法と使用後の製品の返却方法に関する消費者向け情報
- 使用後の分解、リサイクルまたは処分に関する処理施設向け情報。可能な場合には、基本的情報を製品本体に表示するものとする。

この情報は、WEEE 指令 2002/96/EC など他の共同体法規にもとづく義務を考慮に入れたものとする。

3 . 製造業者に関する要件

1. 実施要件において、製品デザインを通じてかなりの程度影響を受ける可能性があると認識された環境要件に焦点を当てつつ、EuP の製造業者は、標準的な使用状態と使用目的に関して現実的な仮定を置きつつ、製品ライフサイクルを通じた EuP モデルのアクセスメントを実施せねばならない。

アクセスメント結果に基づき、製造業者は EuP のエコロジカル・プロフィールを作成せねばならない。エコロジカル・プロフィールは、環境関連の製品特性と、製品ライフサイクルを通じた、測定可能な物理的な量で表されるインプット/アウトプットから構成されることになる。

2. 製造業者は、アクセスメント結果を他のデザインソリューションを評価したり、達成した製品の環境パフォーマンスをベンチマークにより評価したりすることに活用できる。

実施要件を検討する際に集められた情報に基づき、欧州委員会は実施要件におけるベンチマークを特定する。

特定のデザインソリューションの選択は、関連する全ての法規制を遵守しつつ、様々な環境側面について適度なバランスを達成せねばならず、また、環境側面と他の要素（安全と衛生、機能・品質・パフォーマンスにかかる技術的要件、製造コストや市場性などの経済的側面）についても適度なバランスを達成していなければならない。

適合マーク / 宣言

- ・ 上市に先立ち、EuP に CE マークを添付し、適合宣言を公表せねばならない。

適合性評価

- ・ 製造業者は、上市に先立ち適合性評価を実施する。適合性評価の手続きは実施要件により定められる。製造業者は内部環境管理（付属書 IV で規定）もしくは管理システム（付属書 V で規定）のどちらかを選択できる。

付属書 IV: 内部環境管理

1. 適合宣言は一つもしくは複数の製品をカバーし、製造業者によって保管される。
2. 以下を含む技術文書を作成
 - (a) EuP とその用途に関する一般的説明
 - (b) 製造業者が実施した環境評価研究の結果（または）環境評価文献もしくはケーススタディへの言及
 - (c) 製品のエコロジカル・プロフィール
 - (d) 製品の環境設計側面に関する製品設計仕様の要素
 - (e) 第 11 条に言及されている該当文書のリスト、及び第 11 条に言及されている文書が適用されていない場合、またはこれらの文書が該当する施行措置の要件を完全にはカバーしていない場合には、該当する施行措置の要件を満たすために採択されたソリューションの説明
 - (f) 付属書 の第 3 部の要件に従って提供される製品の環境設計面に関する情報の写し
 - (g) エコデザインに関して実施された測定結果

- ・ 必要な場合には、E U の評価手順の (Decision 93/465/EEC) により アセスメント方法を規定する。
2003 年 5 月の E u P 指令案では、第三者認証が関与する評価手順 (Decision 93/465/EEC のモジュール B, C, D, E) に限定されていたが、『共通の立場』では特に限定されていない。
- ・ 製品設計を含めて EMAS を取得している事業者は、管理システムの要件を満たしているものと見なされる。
- ・ 製品設計を含めて ISO14001 を取得している事業者は、管理システムの対応する要件を満たしているものと見做される。

適合推定

- ・ 以下のいずれかを満たす場合には施行措置の関連要件に適合していると見なされる。

製品が E U エコラベルを取得している場合（ただし対応する実施対策の要求がエコラベルでカバーされている場合に限る）

ブルーエンジェル等、E U 各国によるエコラベルも E U エコラベルと同等の条件を満たす場合には、適合とみなしてもよい。

整合規格（欧州標準化機関が作成する欧州規格）に基づく規定が適用されている場合